平成18年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について(素案)

1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表等の概要及び相互関連図

()は17年度 (単位:億円)

資料

8

借対 照 キャッシュフロー計算書 貸 表 損益計算書 行政サービス実施コスト計算書 (会計期間の運営状況) (会計期間の活動区分別資金の流れ) (期末日の財政状態) (都民負担に帰すべきコスト集約) 《資産》 《負債》 《運営費交付金 運営費交付金 8 3 0 1 4 7 等に基づく収益 等に基づ〈収 (804)(100)以外の収益》 益以外の収益 6 0 固定負債 (内数) 60 利益剰余金の内訳 (58)(内数) 92(70) (58)流動負債 積立金 (内数) 55(30) (内数) 6(0) 《支出》 《以入》 《経常収益》 《経常費用》 2 4 5 《費用》 《行政サービス 2 5 7 (176)(228)《資本》 190 実施コスト》 固定資産 207 186 (内数)745 目的積立金 (197)198 6 8 3 (214)(185)(内数) 23 (749)(201)(704)(0)資本金 現金及び (内数)715 預貯金を 運営費交付金 除〈流動資産 (715)収益 (内数) 20 (内数)139 資本剰余金 (3)(147)(内数) 82 当期 (40) 資産見返 未処分利益 (+ +) 負債戻入 (内数) 21 6 8 現金及び (内数) 8 (9) 《期首残高》 (当期総利益) 《期末残高》 (29)(62)預貯金 利益剰余金 5 3 (0) 2 1 (29) 6 5 (52) (内数)50(29) (内数)65(52) 4 (11) 4 (11) (積立金取崩額) 損益外減価償却費相当額 4 2 (41) 0.12 (0) 引当外退職給付増加見積額 1 (5) 《臨時損失》 《臨時利益》 機会費用 26 (26)

